

## 第8部 原子力災害対策 【新設】

【主な実施機関：県(原子力災害対策企画員室(危機管理部, 総合政策課, 総務課, 県民環境政策課, 環境首都課, 環境管理課, 健康増進課, 商工政策課, 農林水産政策課, 農林水産総合技術センター経営推進課, 水産課, 県土整備政策課, 水・環境課, 病院局総務課, 教育委員会教育総務課, 警察本部), 薬務課, 医療政策課, 畜産課, 教育委員会体育学校安全課), 市町村, 関西広域連合, 電力事業者(四国電力株式会社, 関西電力株式会社, 日本原子力発電株式会社, 独立行政法人日本原子力研究開発機構)】

原子力事業者の原子炉の運転等(加工, 原子炉, 貯蔵, 再処理, 廃棄, 使用(保安規定を定める施設), 事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し, 原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について, 県がとるべき措置については, 本計画によるものとする。

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的

本県には, 「原子力災害対策指針」(以下「指針」という。)に規定された原子力施設は立地せず, また, 県外に立地する原子力施設のうち, 最も近距離にある伊方原子力発電所までの直線距離も約百数十kmと, 本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら, 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故は, 大量の放射性物質を放出し, 緊急時防護措置を準備する区域(いわゆるUPZ: Urgent Protective action planning Zone)の範囲を超えた住民に対しても, 高濃度の放射能汚染により, 住民が避難を余儀なくされたり, 数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど, 今までの想定を越える事態が発生した。

また, 放射性物質及び放射線による影響は, いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど, 他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると, 原子力発電所において事故が発生した場合, 県民の心理的動揺, 精神的負担など, 県民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本県においては, 福島第一原発の事故発生に伴い, これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施してきたところであるが, 本編においては, これらの災害対応を踏まえ, 原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え, 県が関係機関等と連携して実施するべき事前対策, 応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより, 県民の生命, 身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 第2節 計画の性格

##### 第1 本県の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は, 本県の原子力災害対策の基本となるものであり, 国の防災基本計画(原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに, 関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)」(以下「プラン対策編」という。), 原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また、県や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

## 第2 徳島県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「徳島県地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「徳島県地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

## 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

## 第3節 本編の基礎とするべき災害の想定

### 第1 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針>①放射性物質又は放射線の放出> (i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、距離移動が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

### 第2 この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力施設における原子力災害は想定せず、全国の原子力施設における原子力災害を想定する。

## 第2章 事前対策

この章では、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合、原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地道府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

##### 2 原子力事業者との連携

###### (1) 四国電力株式会社との連携

県は、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から四国電力株式会社徳島支店と緊密な情報交換や意見交換により連携を深めるとともに、緊急時には確実に情報収集が出来る連絡体制を整備する。

###### (2) 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構との連携

県は、関西広域連合の構成府県として、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から関西広域連合広域防災局を通じ緊密な情報交換により連携を深める。

### 第2節 原子力災害事前対策の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

#### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

##### 1 対応方針の整備

県は、原災法第10条事象（特定事象）及び特定事象には至っていないが、その可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生時に県が実施すべき対策及び警戒態勢をとるための「原子力発電所災害対応方針」を整備する。

##### 2 参集体制の整備

県は、特定事象及び警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

## 第2 モニタリング体制の整備

### 1 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。

### 2 モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持する。

### 3 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施するモニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を公表する。

## 第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、国の示す基準（運用上の介入レベル（以下「O I L」という。））に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておくものとする。

## 第4 緊急時の保健医療体制の整備

県は、国、保健医療機関等と連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口の設置や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

## 第3節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受け入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 避難所の確保

県は、市町村に対し、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう働きかけるとともに、必要に応じ、市町村と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

### 第2 二次避難先の検討

県は、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として、旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用について備える。

## 第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、市町村と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

### 第2 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線等の装備の整備に努める。

### 第3 相談窓口の設置

県は、市町村と連携し、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

#### 第4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、県民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

#### 第5節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、原子力事業者と協力し、県民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、災害時要援護者に十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

### 第3章 緊急事態応急対策

この章では、原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本県の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

#### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

##### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

###### 1 四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方原子力発電所（愛媛県）において事故及び異常が発生した場合には、県が定めたマニュアルに基づき、県にただちに連絡する。

###### 2 関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構は、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）において事故及び異常が発生した場合には、プラン対策編により、関係機関に連絡する。

###### 3 その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

伊方原子力発電所（愛媛県）、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）以外の原子力発電所並びに原子力関係施設に関する事故及び異常発生の情報収集については、必要に応じ、立地道府県等から情報収集する。

## 第2 災害情報等の伝達

### 1 市町村等関係機関への情報提供

県は、国、原子力事業者及び立地道府県等から受けた通報・連絡事項を必要に応じ、ただちに市町村等関係機関へ連絡する。

## 第2節 緊急事態応急体制の確立

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 緊急事態応急体制の確立

#### 1 事故対策のための警戒態勢

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部を設置し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、原子力事業者、関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

### 第2 緊急時モニタリングの実施

#### 1 初動段階のモニタリングの強化

県は、原子力発電所において、特定事象又は警戒事象が発生した場合、周辺への環境を把握するため、平常時のモニタリングを直ちに強化し、結果をとりまとめるものとする。

#### 2 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに公表する。

### 第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

#### 1 飲食物のスクリーニング検査の実施

県は、OILの初期設定値に基づく国の指導・助言及び指示又は独自の判断により、飲食物に係るスクリーニング検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目を追加するなど、検査体制を強化する。

#### 2 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除

県は、OILの初期設定値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除を行う。

#### 3 スクリーニング検査結果の公表

県は、飲食物のスクリーニング検査の結果を、ホームページ等で速やかに住民等に公表する。

### 第4 緊急時の保健医療体制の確立

県は、国、保健医療機関等を連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口を設置するとともに、身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制を確立する。

## 第3節 住民等への的確な情報伝達活動

### 第1 県民等への情報伝達活動

県及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認等、住民に役立つ情報を正確かつ理

解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。

## 第2 相談窓口の設置

県は、県民等からの相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

## 第3 市町村による周辺住民等への情報伝達活動

市町村は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

## 第4節 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

### 第1 広域避難の調整・受入れ

#### 1 広域避難の受入れ

県は、県境を越える広域避難の受入れについて要請があった場合は、避難元都道府県と連携し、広域避難の受入れを実施する。

#### 2 受入れ先の調整

県は、避難元都道府県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、市町村に受入れ可能人数・施設等を確認の上、受入れ計画を作成し、避難先市町村、避難元都道府県に連絡する。

#### 3 避難所の開設・運営

県は、市町村に対し、広域避難の受入れが可能な避難所の開設を要請するとともに、その運営を支援する。

#### 4 窓口の設置

県は、避難者を受け入れるにあたり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

### 第2 避難者の生活支援及び情報提供

#### 1 避難者の生活支援

県は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

#### 2 避難者の情報提供

県は、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び市町村の避難者支援に関する情報を提供する。

## 第4章 中長期対策

この章では、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

## 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

## 第2節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査や国の指示・助言及び指示に基づき、原子力応急対策として実施された、飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置を解除し、関係機関に伝達する。

## 第3節 住民等への的確な情報伝達活動

県は、県内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

なお、引き続き、住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

## 第4節 風評被害等の影響の軽減

県は、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本県の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

## 第5節 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の住まいや就労の確保等、避難者の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し、必要な支援を行う。